

# 一橋大学大学院法学研究科

## 「次世代の法学研究者・法学教員養成」プロジェクト

### 海外学会等報告支援 応募要領

一橋大学大学院法学研究科では、「次世代の法学研究者・法学教員養成」プロジェクトに基づいて、「海外学会等報告支援」を募集します。

#### 1. 目的

法学研究科博士後期課程に所属する大学院生が、海外で開催される国際学会等に論文口頭発表、論文ポスター発表を目的にして参加するための渡航経費を助成することを目的とする。

#### 2. 応募者の資格

法学研究科博士後期課程に在学する者（休学者を除く）であって、申請の期限が参加する学会等の開催時期に間に合わないなど、特別な事情がない限り、全学の「Hitotsubashi International Fellow Program -Outbound-経費（大学院生）」に応募し、採択されなかったもの。ただし、本プロジェクトに基づく海外派遣等の助成を受けている者及び他の資金による助成（学会主催者が負担する渡航費・交通費（宿泊費・日当を除く）を含む）を受けている者は本支援に応募することができない。

#### 3. 申請手続

応募に当たり、申請書（様式5）、指導教員等の推薦書（A4・1枚程度、書式自由）、学会の概要を示す書類（ホームページのコピー等）及び学会での報告を証明する書類（招聘状、主催者からの通知、プログラム等）を提出すること。

#### 4. 助成内容

- (1) 渡航費用（航空券、その他交通費）相当額を「国立大学法人一橋大学役職員旅費取扱細則」に基づき助成する。
- (2) 1人あたり、原則、20万円以内とする。
- (3) 国際会議終了後、当該会議に直接関係する打合せ等については、助成対象期間に含めることができる。
- (4) この支援による渡航期間終了後、支援対象以外の用務のために引き続き滞在する場合には、その滞在に対して、この支援は責任を負わないものとする。
- (5) 他の経費において、この支援と同様の支援を受ける渡航は、支援の対象外とする。

5. 募集人員

年間4名程度

6. 参加学会等開催期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで。

※復路の旅程が2022年4月1日以降になる場合、その期間に係る旅費は支給できません。

7. 申請時期

原則として、渡航日の2ヶ月前までに申請すること。申請が2か月前までに間に合わないときには、法学研究科事務室に相談すること。

年度末の応募の締切時期については、法学研究科事務室に相談すること。

8. 審査方法

次世代の法学研究者養成プロジェクト担当教員が審査を行い、支援対象者を決定する。